

# 規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定） への対応状況について

平成30年11月6日

経済産業省産業保安グループ

ガス安全室

# 規制改革実施計画を踏まえた本小委員会での検討項目

- 平成30年の規制改革推進会議投資等WGにおいて、ガスシステム改革の進捗状況を踏まえ、小売市場の競争促進に係る規制緩和について議論され、議論の結果を踏まえ、平成30年6月15日閣議決定の規制改革実施計画では、ガス小売市場における競争促進策7項目が記載された。
- ガス安全小委員会では、保安規制関連2項目の審議を進めていただきたい。

## <内管保安・工事の透明化>

事項名	規制改革の内容	実施時期
内管保安・工事における競争環境の整備	内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。＊ また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置

＊料金の厳格査定等については、電力・ガス取引監視等委員会を中心に実施。

## <ガス保安規制の整合化>

事項名	規制改革の内容	実施時期
ガス保安規制の整合化	事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法（昭和29年法律第51号）と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置

# (参考) 規制改革実施計画に記載されたガス関連の他項目

- 「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)では、ガス小売市場における競争を促進する観点から、保安規制関連2項目以外にも以下のような事項について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずることとされている。

## 保安規制関連以外の事項

### (1) 熱量バンド制への移行

- ・現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討。

【平成31年度中間整理】

### (2) 一括受ガスによる小売間競争の促進

- ・一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討を行う。【平成30年度結論】

### (3) ガス卸供給の促進

- ・ガス小売市場の競争促進のため、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行う。【平成30年度結論】

### (4) ガス託送料金の適正化

- ・新たに認可申請される託送料金について、個別査定等により十分な事後評価を行い、結果を公表する。

【平成30年度に事後評価の結果公表】

### (5) LNG基地の第三者利用の促進

- ・LNG基地の第三者利用を促進する観点から、事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、対象となるLNG基地の拡大について検討を行う。【平成31年度結論】

## 規制改革推進会議投資等WG

規制改革推進会議の下に設置された投資等WGにおいて、ガス小売市場の競争について議論がなされた。

### <委員>

座長	原 英史	政策工房代表取締役社長
	吉田 晴乃	BTジャパン代表取締役社長
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

### <専門委員>

角川 歴彦	KADOKAWA取締役会長
村上 文洋	三菱総合研究所 主任研究員

主な開催スケジュールは下記のとおり。

○2月19日 有識者ヒアリング

(東京大学社会科学研究所 松村敏弘教授)

○2月27日 事業者ヒアリング

(東京電力EP、日本瓦斯)

○4月13日 有識者、省庁ヒアリング

(社会保障経済研究所 石川和男代表、経済産業省)

○5月 8日 有識者、省庁ヒアリング

(社会保障経済研究所 石川和男代表、経済産業省)

※「規制改革実施計画」より抜粋・要約して作成。同計画における決定事項についてはガス安全小委員会、電力・ガス取引監視等委員会、ガス事業制度検討WGが適宜連携しつつ検討を進める予定。

## <参考> 規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定 抜粋） ①

- ガス小売市場における競争促進のための改革として、平成30年6月4日に規制改革推進会議が答申し、6月15日に規制改革実施計画が閣議決定された。

### <規制改革実施計画>

事項名	規制改革の内容	実施時期
現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行	現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。	直ちに検討開始、平成31年度までに調査・論点整理の上、平成32年度結論を目指す
一括受ガスによる小売間競争の促進	一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。	平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置
制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進	ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置

# <参考> 規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定 抜粋） ②

## <規制改革実施計画>

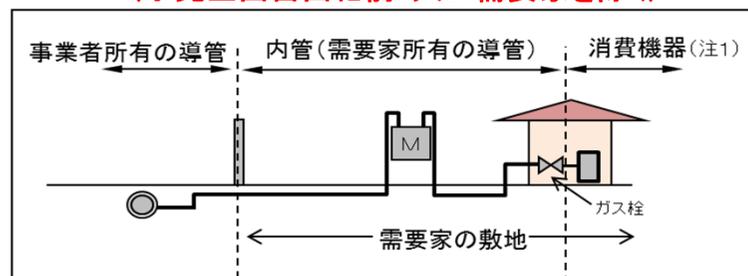
事項名	規制改革の内容	実施時期
ガス託送料金の適正化	小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価の乖離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。	平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置
内管保安・工事における競争環境の整備	内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置
LNG基地の第三者利用の促進	LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。 b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。 c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。	a：平成30年度検討開始、平成31年度結論 b：平成30年度検討・結論・措置 c：平成30年度措置
ガス保安規制の整合化	事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法（昭和29年法律第51号）と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置

## 2. 「内管保安・工事における競争環境の整備」について

### 改正ガス事業法における保安規制の主な内容

- 一般ガス導管事業者は、**ネットワークを維持する保安確保の要**。この分野は自由化せず、総括原価方式を維持し、保安に必要な投資を確実に実施。引き続き技術基準適合維持義務等の保安規制を維持。
- 需要家保安については、安定的に保安を確保する観点から、需要家敷地内に敷設された**需要家所有のガス工作物（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の点検・緊急保安は、従来の都市ガス事業者などの一般ガス導管事業者に一括して義務付け**。

(小売全面自由化前:大口需要家を除く)

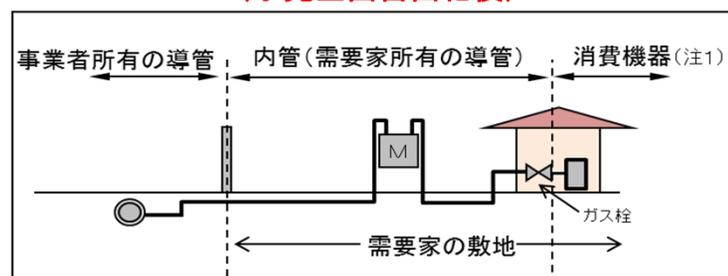


【保安責任】

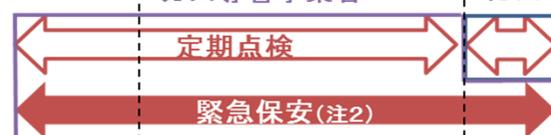


(注1)ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

(小売全面自由化後)



【保安責任】



(注2)ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

#### 小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者 (※1)
内管の漏えい検査	ガス導管事業者 (※1)
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者 (※2)

(※1)ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うこととなる。

(※2)一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

# (参考)「ガスシステム改革」検討時における内管保安・工事の在り方

## <「緊急保安」について>

緊急保安は、24時間体制の通報受付や、緊急出動部隊の整備が必要であり、また、高度な専門性に基づき現場の状況に応じた迅速な判断と対応が求められる。集合住宅や一般住宅地、繁華街などガスの使用者が混在するエリアでは、本支管と内管とで同一の事業者が緊急保安を実施する必要もあり、公益性の高い**新ガス導管事業者が行うことが適当**である。また、需要家規模に関わらず、面的に一体として緊急保安業務を担う方が、新ガス小売事業者ごとの緊急保安部隊整備やガス漏えい現場における混乱防止の観点から社会的にも効率的かつ保安の維持に資するものと考えられる。

## <「内管漏えい検査」について>

内管の漏えい検査については、内管の設置状況や過去からの点検情報を一元的に管理した上で実施することが有効であり、また、ガス漏れが判明した際にスムーズに緊急時対応を行うためには**緊急保安と漏えい検査を一体として実施することが有効**であること、集合住宅の共用部分の検査は、各戸が別々の新ガス小売事業者を選択しても、同一の事業者が担う方がもれなく効率的に実施できること等の理由から、**新ガス導管事業者が保安責任を担うことが適当**である。

## <「内管工事」について>

(技術基準適合維持義務について) これまでガス事業者がガス事業の用に供する内管を含めたガス工作物全体について、当該工作物の所有権の所在を問わずガス事業者が責任を負うという法体系であるとともに、実際の保安の責任を担ってきた一方、一般的に**需要家における内管の所有・保安意識の醸成状況や内管の安全性等の保安状況**に鑑み、**引き続きガス事業者(新ガス導管事業者)が内管の保安**(緊急保安、漏えい検査、**工事の品質管理**等)**に関与することは合理的**と考える。

# 内管保安・工事に係る根拠規定

- 前頁のとおり、内管を含むガス工作物については、**工事、維持及び運用の各段階とも、一貫して一般ガス導管事業者**が、ガス事業法に基づく以下の義務等を通じ、公共の安全を確保することとしている。
  - ガス工作物の技術基準への適合・維持（法第61条）
  - ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安確保のための保安規程の届出（法第64条）
  - ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督者（ガス主任技術者）の選任（法第65条）
  - 公共の安全確保上重要なガス工作物の工事計画の届出（法第68条）
  - ガスによる災害発生等の場合の措置の実施（法第159条） 等
- これに加え、一般ガス導管事業者は、ガス事業法第48条に基づいて定める**託送供給約款において**、託送供給に係る供給条件の一部として、**内管保安・工事を行う場合の取決めを規定し**、国の認可を受け、ガス供給を実施。

## ○ガス事業法（一部の義務のみ抜粋）

（ガス工作物の維持等）

第六十一条 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

## ○託送供給約款の標準事例（抜粋）

VI. ガス工事／35. ガス工事の実施／－ガス工事の施工者等－

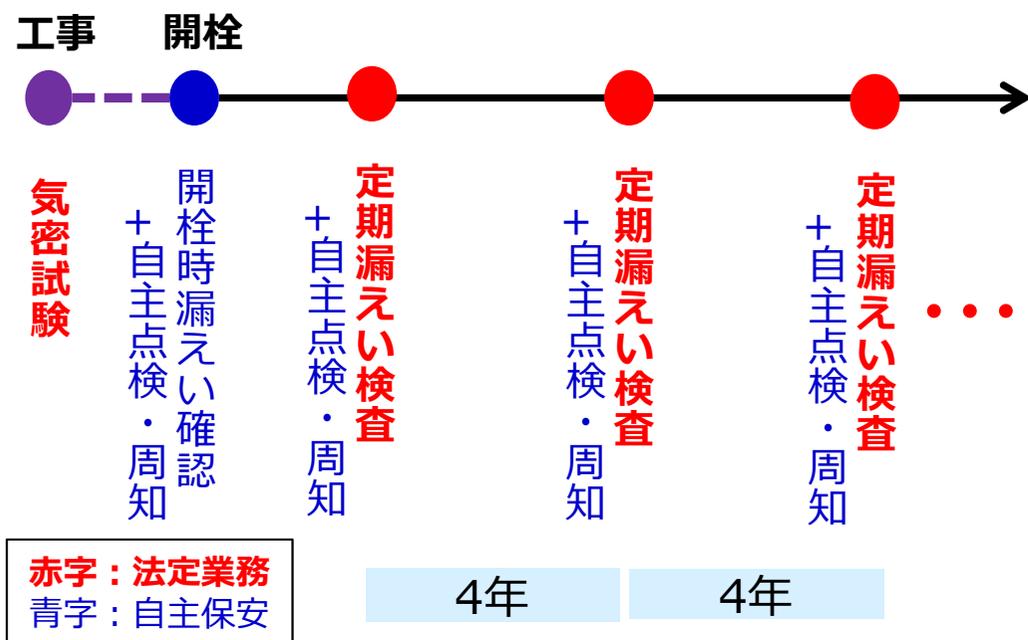
- （1）ガス工事は、当社が施工いたします。ただし、（2）に定める工事は、承諾工事人に施工させることができます。
- （2）・・・ガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。

VII. 保安等／39. 供給施設の保安責任

- （1）内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、需要家等の資産となる3（34）の境界線からガス栓までの供給施設については、需要家等の責任において管理していただきます。
- （2）当社は、ガス事業法令の定めるところにより、（1）の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

# 内管保安業務の概要

内管保安業務		内容
緊急保安	法定	①24時間365日出動体制を整備し、ガス漏れ通報等に応じて緊急対応を実施する業務
内管漏えい検査		②定期的に実施する敷地内ガス管の漏えい検査（定期漏えい検査）
	自主	③「自主保安業務※ <sup>1</sup> 」とは、定期漏えい検査時に行うガス事業者が定める独自の点検・周知および開栓時漏えい確認※ <sup>2</sup>



- ※ 1) 自主保安業務の取組み事例は以下の通り
- ・外壁貫通部のガス漏れ警報設備の確認(特定地下室等)
  - ・灯外内管の露出部分の外観検査(固定・腐食状況等)
  - ・ガス警報器等の確認(保安上重要な建物)
  - ・灯外・灯内内管の経路確認
  - ・灯内内管の露出部分の外観検査(浴室・台所・壁貫通部等の配管の腐食状況等)
  - ・点検結果のお知らせ(お客さまへの点検結果報告)
  - ・点検記録の保存

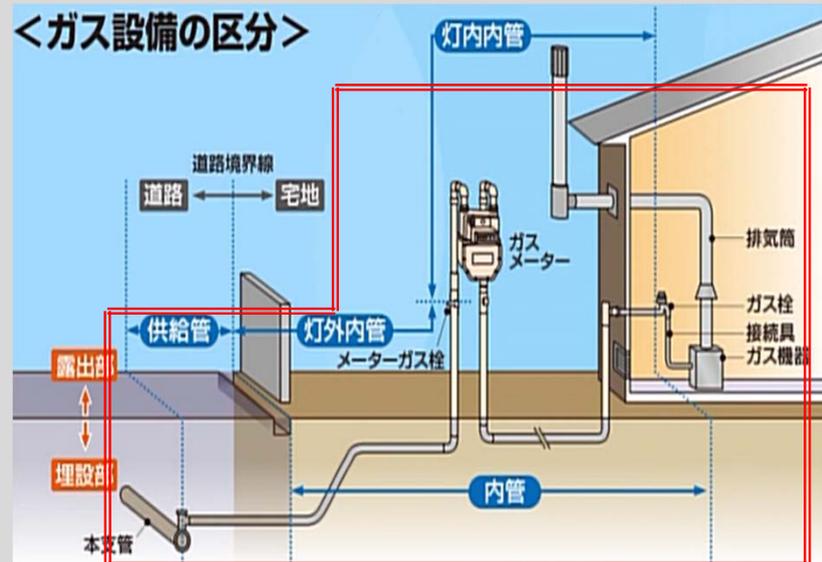
※ 2) 開栓業務は、事前に漏えい確認が必要となるためガス小売事業者との連携が重要

## 定期漏えい検査と自主保安業務

# <①緊急保安業務>

- 緊急保安業務は、一般ガス導管事業者の社員を中心として、高度な専門性を有する処理要員で対応している業務。
- 24時間365日の通報に対応するため、要員の確保、出動拠点、緊急車両等の整備が必要とされる。
- ガス漏れ通報等に対し、本支管・供給管・内管・消費機器を一体的に対応している。

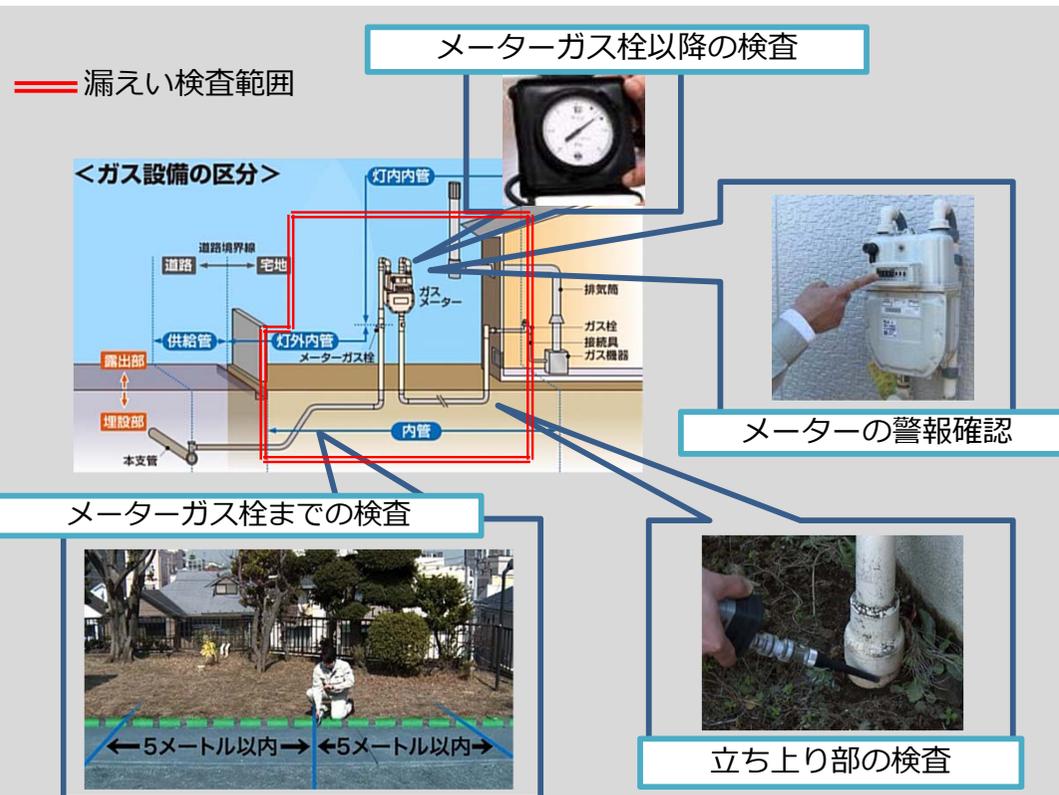
<ガス設備の区分>



	内容
作業対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス工作物（本支供内管）</li> <li>・消費機器</li> </ul>
法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業法 第159条 第5項</li> </ul>
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付担当者（受付）</li> <li>・通信担当者（指令室または現場）</li> <li>・保安責任者（指令室または現場）</li> <li>・処理要員（現場）</li> </ul>
必要資機材 道工具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車輛装備、ガス漏れ調査用具、ガス遮断用工具、修理用工具、保安設備など</li> </ul>
スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急保安業務は、経験に基づく判断スキルが必要なため、教育を受けただけでは独り立ちできない。</li> <li>・熟練者に同行し、現場OJTを数年重ね、様々な現場経験をしてようやく独り立ちできる。</li> </ul>
作業資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ガス導管事業者が定める資格</li> </ul>

## <②内管漏えい検査（定期漏えい検査）業務>

- ガス工作物の技術基準適合維持義務を負う一般ガス導管事業者が、ガス主任技術者（国家資格）を中心とした責任体制のもと、定期漏えい検査を実施。
- 定期漏えい検査は、4年に1回以上（特定地下街・室等は1年に1回以上）行うことを法令で規定。ネットワーク全体で効率的な実施計画を策定し、その計画の下で検査ができる体制を構築。
- 作業には専用の機器を用いて、漏えいの有無を確実に判断するための知識や技能が必要。



	内容
作業対象	・ 需要家資産のガス工作物（内管）
法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業法 第61条 ガス工作物の維持等</li> <li>・ ガス事業法 第64条 保安規程</li> <li>・ ガス事業法 第65条 ガス主任技術者</li> <li>・ ガス事業法 技省令 第51条 漏えい検査</li> </ul>
作業頻度	・ 4年に1回以上 （特定地下街・室等は1年に1回以上）
機器類	・ ガス検知器（携帯式）、圧力計
作業資格	・ 内管検査員（業界資格：運営JGA） ＋一般ガス導管事業者が定める資格

## <③内管漏えい検査（自主保安）業務>

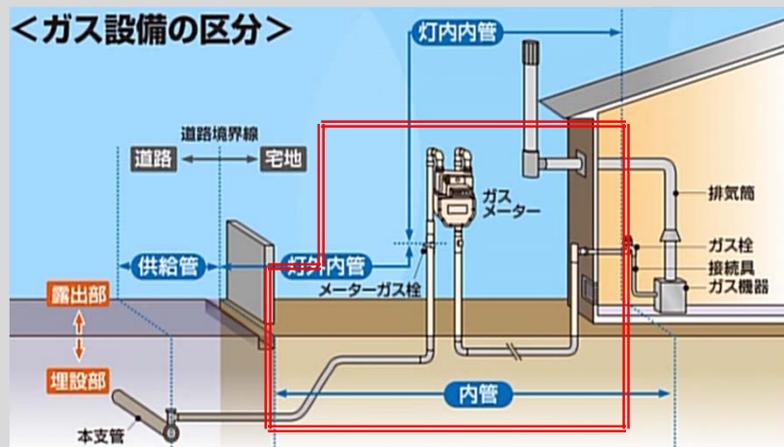
- 一般ガス導管事業者は、法定業務の定期漏えい検査のほか、自主保安活動の一環として、開栓時の漏えい確認、配管の外観検査、点検結果の需要家連絡など、様々な取組を通じ、内管保安の確保・維持、需要家保護に努めている。

法定・行政指導業務	自主保安（例）※
・灯外内管の埋設部分の漏えい検査(技省令第51条)	・外壁貫通部のガス漏れ警報設備の確認(特定地下室等)
・灯外内管の露出部分の漏えい検査(技省令第51条)	・灯外内管の露出部分の外観検査(固定・腐食状況等)
・遮断装置からメーターガス栓までの導管の漏えい検査(技省令第51条)	・ガス警報器等の確認(保安上重要な建物)
・灯内内管の漏えい検査(技省令第51条)	・ガスメーターの腐食・破損等の確認
・業務用途に係る厨房内の水のかかりやすい配管の点検(行政指導)	・灯内内管の露出部分の外観検査(浴室・台所・壁貫通部等の配管の腐食状況等)
・ガス栓のつまみ抜けおち防止(行政指導)	・点検結果のお知らせ(需要家への点検結果報告)
・安全アダプターの取付け(ヒューズガス栓以外 行政指導)	・点検記録の保存

※主な自主保安の取り組み例

# 内管工事の概要 - 1

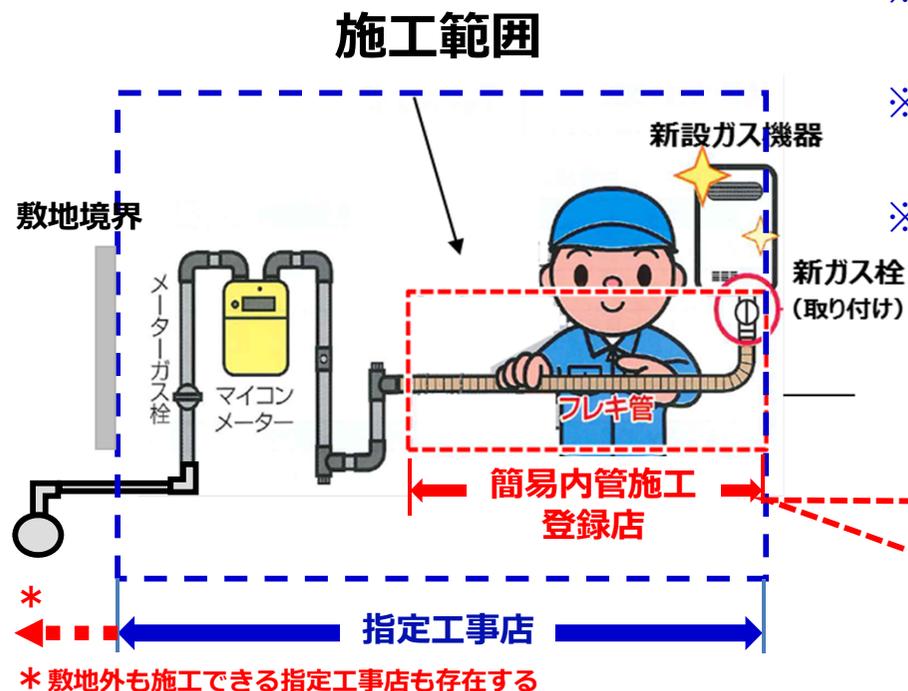
- ガス工作物の技術基準適合義務を負う一般ガス導管事業者が、ガス主任技術者（国家資格）を中心とした責任体制の下、内管工事を実施。
- 一般ガス導管事業者は、一般的に、内管工事の保安・品質の確保のため、工事の実作業を適正に施工できる体制・能力を有する工事会社に委託（発注）して実施。
- 都市ガスの内管工事は、ネットワーク全体への影響（防食措置・圧力損失計算）を考慮した施工が必要。また、大規模工事、活管工事（ガスの供給を止めずに行う工事）の作業や、溶接接合などの専門的な技能が求められる。



	内容
作業対象	・ 需要家資産のガス工作物（内管）
法令	・ ガス事業法 第61条 ガス工作物の維持等 第64条 保安規程 第65条 ガス主任技術者
スキル	・ 一定期間の作業経験を経て資格取得可能となる ・ 施工範囲に合わせて取得資格のレベルも上がる（ねじ工事、活管工事、溶接工事など）
作業資格	・ 「内管工事資格制度」（業界資格：運営）G A

## 内管工事の概要 - 2

- 内管工事の施工範囲は、需要家の敷地内のガス工作物（敷地境界からガス栓まで）が対象。
- 託送供給約款において、「一般ガス導管事業者」又は「簡易内管施工登録店」が内管工事を施工することを定めている。
- 一般ガス導管事業者は、内管工事を委託する場合、品質や技能・体制を有すると各社が判断した工事店に委託。（いわゆる「指定工事店※<sup>1</sup>」）。敷地内の全てのガス工作物の工事が対象）
- なお、内管工事のうち、簡易な内管工事※<sup>2</sup>については、「簡易内管施工登録店※<sup>3</sup>」が、一般ガス導管事業者を介することなく、需要家から直接申し込みを受けて施工することが可能。



※1) 工事を受託するためには、一般ガス導管事業者から指定工事店として指定されることが必要。

※2) マイコンメーターの下流側からガス栓までの露出部分のフレキ管工事及びガス栓からガス機器への接続工事に限定。

※3) 一旦、一般ガス導管事業者に登録を行えば、自由に需要家との間で直接工事の請負が可能。

日本ガス協会は、**需要家の選択機会の拡大**を目的に、**内管の技術基準の適合性が確認できる工事範囲**を対象に、工事店が需要家から簡易なガス内管工事について**直接申し込みを受け、施工できる制度**を創設。

# 競争環境の整備に向けた課題（内管保安）

## 緊急保安

- **【担い手】** 緊急保安業務は、漏えい発見から二次災害（着火・爆発）防止まで、高度な専門性に基づく迅速な判断と対応が求められる保安業務である。そのため、一般ガス導管事業者の社員を中心に、実施している。
- **【体制整備】** 24時間365日の通報に対応するため、要員の確保、出動拠点、緊急車両等の整備に関して体制が必要となる。
- **【一体的対応】** 漏えい箇所が特定されない場合、本支管・内管・消費機器を一体的に対応することが必要であり、内管（需要家敷地内）における緊急保安業務のみを切り離すことはできない。

## 内管漏えい検査

- **【保安水準の維持】** 定期漏えい検査は、保安上重要な業務であるため、一般ガス導管事業者自ら、または信頼のおける担い手と一体となり実施することが必要であり、これを確保できない場合、保安水準が維持ができなくなるという課題がある。
- **【継続的な体制の確保】** 新規参入事業者が継続して受託しなくなった場合でも、一般ガス導管事業者が、法定周期を遵守し、検査品質を担保し続けられるような体制をどのように確保していくかという課題がある。
- **【新たな負担の増加】** 新規参入事業者が参入する場合には、高い保安スキル・保安意識が必要になるため、十分な教育、管理コスト、システム改修などの新たな負担が増加する課題がある。

# 競争環境の整備に向けた課題（内管工事）

## 内管工事

- **【明確化】** 内管工事を施工する工事店は、「指定工事店」と「簡易内管施工登録店」の2種類があり、それぞれの指定要件・登録要件が分かりにくいという課題がある。
- **【周知】** 指定要件・登録要件については、参入希望者から各一般ガス導管事業者への問い合わせに対してのみ情報開示する仕組みとなっているため、現状、周知が不十分という課題がある。



## 今後のスケジュール（案）

上記の諸課題を踏まえつつ、「一定の保安水準の確保」を前提として、以下のスケジュールで検討を進めることとする。

平成30年度末まで 内管保安・工事の委託実態の把握  
対応方針の策定（審議会でご了承）

平成31年度中 競争環境の整備方策の取りまとめ、措置

### 3. 「保安規制の整合化」について

## ガス事業法と液化石油ガス法における規制の整合化（現状）

- 都市ガスの小売全面自由化に際し、ガス事業法（簡易ガス事業）と液化石油ガス法（液化石油ガス販売事業）との間で、保安規制に差異がある事項に関し、「技術的に同じ評価が可能なものに関しては、可能な限り整合化を図る」との方針に基づき検討を進め、平成29年4月、事業継続上支障を及ぼさない範囲での整合化を終了。

### <整合化事例> 保安物件（学校・病院等）とガス工作物（供給設備）との離隔距離

○平成29年4月1日以前  
（青色部分がガス事業法と液化石油ガス法で相違あり）

○平成29年4月1日以降  
（左図の青色部分を整合）

貯蔵種別	物件区分	保安距離 緩和措置	貯蔵能力					
			1,000 k g 未満		1,000 k g 以上3,000 k g 未満		3,000 k g 以上10,000 k g 未満	
			簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法
容器（バルク 容器を除く。）	第1種	緩和措置なし 障壁あり	16.97 0	0 0	16.97 0	16.97 0	16.97 13.58	16.97 13.58
	第2種	緩和措置なし 障壁あり	11.31 0	0 0	11.31 0	11.31 0	11.31 9.05	11.31 9.05
バルク容器	第1種	緩和措置なし 障壁あり	16.97 0	0 0	16.97 0	16.97 0	16.97 13.58	16.97 13.58
	第2種	緩和措置なし 障壁あり	11.31 0	0 0	11.31 0	11.31 0	11.31 9.05	11.31 9.05
バルク貯槽	第1種	緩和措置なし 障壁あり 埋設	16.97 0 0	1.5 0 0	16.97 0 0	7 0 0	16.97 13.58 13.58	16.97 13.58 13.58
	第2種	緩和措置なし 障壁あり 埋設	11.31 0 0	1 0 0	11.31 0 0	7 0 0	11.31 9.05 9.05	11.31 9.05 9.05
貯槽（バルク 貯槽を除く。）	第1種	緩和措置なし 障壁あり 障壁・水噴霧装置あり 埋設	16.97 16.97 13.58 16.97	16.97 0 0 0	16.97 16.97 13.58 16.97	16.97 0 0 0	16.97 16.97 13.58 13.58	16.97 13.58 13.58 13.58
	第2種	緩和措置なし 障壁あり 障壁・水噴霧装置あり 埋設	11.31 11.31 9.05 11.31	11.31 0 0 0	11.31 11.31 9.05 11.31	11.31 0 0 0	11.31 11.31 9.05 11.31	11.31 9.05 9.05 11.31

貯蔵種別	物件区分	保安距離 緩和措置	貯蔵能力					
			1,000 k g 未満		1,000 k g 以上3,000 k g 未満		3,000 k g 以上10,000 k g 未満	
			簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法
容器（バルク 容器を除く。）	第1種	緩和措置なし 障壁あり	0 0	0 0	16.97 0	16.97 0	16.97 13.58	16.97 13.58
	第2種	緩和措置なし 障壁あり	0 0	0 0	11.31 0	11.31 0	11.31 9.05	11.31 9.05
バルク容器	第1種	緩和措置なし 障壁あり	0 0	0 0	16.97 0	16.97 0	16.97 13.58	16.97 13.58
	第2種	緩和措置なし 障壁あり	0 0	0 0	11.31 0	11.31 0	11.31 9.05	11.31 9.05
バルク貯槽	第1種	緩和措置なし 障壁あり 埋設	0 0 0	1.5 0 0	16.97 0 0	7 0 0	16.97 13.58 13.58	16.97 13.58 13.58
	第2種	緩和措置なし 障壁あり 埋設	0 0 0	1 0 0	11.31 0 0	7 0 0	11.31 9.05 9.05	11.31 9.05 9.05
貯槽（バルク 貯槽を除く。）	第1種	緩和措置なし 障壁あり 障壁・水噴霧装置あり 埋設	16.97 0 0 0	16.97 0 0 0	16.97 16.97 13.58 16.97	16.97 0 0 0	16.97 13.58 13.58 13.58	16.97 13.58 13.58 13.58
	第2種	緩和措置なし 障壁あり 障壁・水噴霧装置あり 埋設	11.31 11.31 9.05 11.31	11.31 0 0 0	11.31 11.31 9.05 11.31	11.31 0 0 0	11.31 11.31 9.05 11.31	11.31 9.05 9.05 11.31



# 整合化に関する更なる取組について（今後の検討の進め方）

- 今般の規制改革実施計画において、ガス事業法と液化石油ガス法におけるガス保安規制の更なる整合化の検討が求められているところ。
- 厳密には、現行基準においても、以下の事例のように、なお不整合が生じている事項がある。

## （例） 「火気取扱設備」と「特定ガス工作物（容器・貯槽）」との距離

	貯蔵能力1000kg未満		貯蔵能力1000kg以上3000kg未満		貯蔵能力3000kg以上	
	ガス	液石	ガス	液石	ガス	液石
容器（バルク容器を除く。）	8m	2m（*）	8m	5m	8m	8m
バルク容器	8m	2m（*）	8m	5m	8m	8m
バルク貯槽	8m	2m（*）	8m	5m	8m	8m
貯槽（バルク貯槽を除く。）	8m	5m	8m	5m	8m	8m

（注） ガス：ガス事業法  
 液石：液化石油ガス法  
 \*：火気との距離をいう。  
    ：不整合の範囲



## 今後のスケジュール（案）

上記の状況を踏まえ、以下のスケジュールで検討を進めることとする。

- |           |  |
|-----------|--|
| 平成30年度末まで | 不整合事項の再抽出、基準制定当初からの技術進歩、現場における設備の運用実態、事業者における見直しニーズ等を把握<br>見直し方針の策定（審議会でご了承） |
| 平成31年度中   | 方針に従って措置   |